

第7日

令和8年3月3日（火）

午後1時零分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、6番徳永秀俊議員の質問を許可します。6番徳永秀俊議員。

（6番徳永秀俊君登壇）

○6番（徳永秀俊君） 皆さん、こんにちは。議長のお許しをいただきました。6番議員の徳永秀俊でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

初めに、本日お忙しい中、地元から多くの皆様に傍聴にお越しいただきましたこと、心より感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。日頃より地域活動を通じて支えてくださっている皆様が、この議場で議論を見守ってくださっていることは、私にとりまして大きな励みになります。皆さんの思いを胸に責任ある質問をさせていただきます。

また、本日は新庁舎での初めての一般質問となります。新たな議場に立ち、市民の負託の重さを改めて実感しております。初心を忘れることなく、市民目線を大切にしたい議論を重ねてまいります。

さらに、私ごとで恐縮でございますが、本日3月3日は結婚30年の節目の日であります。（笑声）家族に支えられて歩んできた年月でありまして、同時に地域の皆様に育てていただいた30年でもあります。その感謝を行動で示すべく本日の質問に臨みます。

今日は6つのことを質問させていただきたいと思っております。

1つ目に、民生委員の成り手不足についてあります。地域福祉の最前線を担う民生委員の役割は、今後ますます重要になってまいります。しかし、現実には担い手不足、深刻化しております。高齢化が進む中、支援を必要とする世代は増加しております。現状と課題、そして負担軽減、支援体制の強化策について、市の具体的な取組をお伺いいたします。

2つ目には、農地の貸し借りに関するトラブルについてであります。農業従事者の高齢化や後継者不足により、農地の流動化は避けて通れません。しかし、契約内容の認識違いや管理責任の所在をめぐり、地域内でトラブルが発生している事例もあります。相談体制の整備や未然防止策について市の見解を伺います。

3つ目は、市内道路の照明及び防犯カメラの不足についてであります。夜間の暗い道路は事故や犯罪のリスクを高めます。子どもや高齢者が安心して通行できる環境整備、行政の重要な責務であると思います。設置基準、現状の整備状況、そして今後の増設計画についてお尋ねいたします。

4つ目に、感震ブレーカーの設置促進についてであります。大規模地震後の通電火災は被害拡大の大きな要因となっております。自助力をいかに公助で後押しをするかが重要です。高齢者世代や支援策や補助制度の検討状況について伺います。

5つ目に、高齢者のRSウイルスワクチン接種についてであります。RSウイルスは、

高齢者にとって重症化リスクのある感染症です。予防接種に対する市の考え方や助成の可能性、周知方法についてお聞きいたします。

最後に、高齢者講習についてであります。高齢ドライバーの事故防止と移動手段の確保は両立すべき課題であります。講習の現状と課題、そして市としての支援策について伺います。

以上、市民生活に直結する課題について質問をさせていただきます。

以下は、質問席に戻りまして、質問させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

(6番徳永秀俊君降壇)

○議長(小島清人君) 6番徳永秀俊議員。

○6番(徳永秀俊君) まず最初に、民生委員の成り手不足について伺ってまいりたいと思います。

私どもの金川コミュニティセンターでの区長さんたちが集まった席で出たお話でございます。3年に1回民生委員さんになっていただく方を探すのにとても苦労すると、何かいい案がないか考えてほしいという御意見を伺いました。そこで質問なんですけれども、そもそも民生委員さんとはどういうお仕事をされる方なんでしょうか。お願いいたします。

○議長(小島清人君) 保健福祉部長。

○保健福祉部長(吉武尚美君) 民生委員の身分や職務、その役割について御説明申し上げます。

まず、民生委員の身分についてですが、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の特別職地方公務員でございます。また、児童福祉法に定める児童委員も兼ねており、本市におきましては、さらに福祉調査委員としても委嘱を行っております。給与の支給はなく、無報酬のボランティアとして活動いただいております。任期は3年となっております。なお、無報酬ではございますが、活動に必要な交通費や通信費等として県及び市から一定の活動費が支給されております。

次に、法で定められた職務についてです。民生委員法では、その職務として、主に次の5点が規定されております。

1つ目、住民の生活状態を必要に応じ、適切に把握しておくこと。

2つ目、援助を必要とする者が能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように、生活に関する相談に応じ、助言、その他の援助を行うこと。

3つ目、援助を必要とする者が、福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その援助を行うこと。

4つ目、社会福祉を目的とする事業を経営する者または社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること。

5つ目、福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力することとなっております。

また、これらに加え、必要に応じて住民の福祉増進を図るための活動を行うこととされ

ております。

これらの規定に基づきまして、民生委員の皆様には、介護・医療・子育て・生活上の不安など、地域住民からの様々な相談に応じ、必要な支援機関へとつなぐ相談調整の役割や高齢者や障害のある方への声かけ、安否確認といった見守り活動を行っていただくとともに、災害時に備えた避難支援体制づくりへの協力などを行っていただいております。

また、福祉制度の周知や要支援者に関する情報提供、行政や社会福祉協議会など関係機関が所管する審議会等への参画や提案も重要な役割の1つです。さらに、地域行事や学校行事等への参加を通じて、地域とのつながりにも貢献していただいております。

このように、民生委員の活動は多岐にわたっており、地域福祉を支える重要な柱として、本市の福祉向上に多大なる御貢献をいただいているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 6番徳永議員。

○6番（徳永秀俊君） どうもありがとうございます。今、保健福祉部長のお話を伺いまして、市にとっても市民の皆様にとりましても大変大事なお仕事を担っていただいているのが、民生委員さんであるということがよく分かりました。

一方、全国的にも2025年度の一斉改選で、定員が24万971人に対しまして、マイナス2万91人、2万91人の方が不足していたと、こういうことでございます。

そこで、本市での充足率はいかがでしょうか。また、近い将来の成り手不足に対する備えは何かございますでしょうか。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉武尚美君） 本市における民生委員の定数、充足率及び今後の備えについて御説明申し上げます。

まず、定数についてですが、民生委員の定数は、福岡県民生委員の定数を定める条例によって規定されております。この定数の決定に当たりましては、県が市町村の意見を聞いて定めることとなっております。昨年12月1日に行われました民生委員の一斉改選に向け、一昨年10月より県から意見紹介がございました。これを受けまして市では、区会長理事会を通じて、各地域の実情に応じた定数増減の要望を取りまとめ、県に対して4名の増員を要望いたしました。その結果、3名の増員が認められ、昨年11月末までの定数155名から12月1日以降は158名となっております。

次に、充足率についてです。議員おっしゃいますとおり、今回の一斉改選において、全国の充足率は91.7%、福岡県の充足率は90.4%となっております。そうした中、本市におきましては、地域の方々や議員皆様の御協力のおかげをもちまして、定数158名に対し158名が委嘱され、充足率は100%となっております。改選に当たりまして、候補者の選出に御尽力いただきました関係者の皆様はこの場を借りて厚くお礼申し上げます。

最後に、将来の成り手不足への備えについてになります。現在は充足率100%を維持しておりますが、全国的な傾向と同様、本市においても民生委員の成り手不足は将来に向け

た課題であると認識しております。今後につきましては、現職の民生委員の皆様の御意見を伺いながら、時代の変化に踏まえた業務の見直しや負担軽減を図るなど、持続可能な活動体制の構築に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小島清人君） 6番徳永議員。

○6番（徳永秀俊君） どうもありがとうございます。今のところ充足率は100%ということで、本当に一生懸命頑張っていただいているんだろうと思います。

先ほどのコミュニティの区長さんたちのお声ですけども、やはり民生委員さんになっていただくのを一生懸命なかなか骨が折れると、探すのが。やっぱり表面的には100%を維持していると思うんですが、実際は大変成り手が近い将来、とにかく足りなくなる可能性が非常に高いんじゃないかなと思っておりまして、その原因というのが、成り手不足の原因が、高齢者雇用安定法の改正などで65歳以上でも働き続ける人が増えてきた。それから定年退職後に民生委員になる人が減少。また地域密着で活動できる適任者自体が少ない。その結果、3年に1回改選があるんですが、地元の民生委員長くしていただいている方のお声ですけども、3分の2が変わってしまうと。ところが民生委員さんというのが非常に広範囲なんですよね。だから、とても仕事が3年間で覚えられないと。だから、そういった点がやっぱり今のところ問題じゃないかということで、しっかり言っていただきました。

あとは、本当に地域をみんなが支えなくちゃいけないという、いわゆる言い方は悪いんですが、義理と人情で無理強いして、なっていたいいる方も多いんじゃないかなと思っております。今の平均年齢が大体60代後半、そして70歳以上の人も3割以上いらっしやると。この朝倉でも恐らくそんな感じじゃないかなと思っております。

それともう一つ問題になっているのは、個人情報というものがあって、これでなかなか接触、内容がよく分からないというものもあるんだと、そういうことを聞いております。こういった点、あと先ほど言いましたように、広範囲ですので、いわゆる厚生労働省の範囲とこども家庭庁、それから文部科学省、そういったところを横にずっと縦横に連ねていると、なかなかそういったところがやっぱり縦をつなげるというのが非常に難しいんじゃないかなと思っておりますが、それから子どもの貧困やひきこもり、高齢者の孤立など社会課題が複雑化してきております。民生委員の業務量や心理的負担が増加しておりますが、負担軽減が課題だと思います。こういった解決法は何かお考えでしょうか。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉武尚美君） まず、成り手不足の原因についてですが、議員のおっしゃいますとおり、高齢者雇用安定法の改正等により、定年後も就労を継続される方が増加しております。これにより、従来地域の担い手の中心であった世代が活動に参加する時間的余裕がなくなり、定年後は地域活動にという流れが弱まっていることが、成り手不足に大きく影響していると認識しております。

また、ライフスタイルの多様化や共働き世帯の増加によりまして、地域の実情を把握し、

地域密着で活動できる適任者の確保が一層難しくなっているという現状もございます。

さらに、地域課題の複雑化に伴い、民生委員の方が担う業務量や心理的負担が増大しておりまして、さらに無報酬という制度上の制約や社会的認知度の低さが役割の重さと均衡せず、候補者が就任をためらう要因となっているとも言われております。

こうした状況を踏まえ、成り手不足を改善するためには、民生委員の負担軽減が不確決であると考えております。

具体的には、業務量の縮減、心理的負担の緩和、事務作業の効率化、そして活動環境の改善などを総合的に進めていく必要がございます。その一環として、1人に過度な負担が集中しないよう、地区割りの見直しや担当件数の平準化を行うことも有効であり、今回の一斉改選におきましては、人口の世帯数が急増している地域に3名の定員増を行ったことも、こうした負担軽減につながる対応の一つでございます。

また、民生に頼めば何でもしてもらえんというような誤解が一部に見受けられることもありますので、民生委員の役割はあくまでもつなぎ役であることを周知する必要があります。虐待やDV、精神疾患などの深刻な案件につきましては、早期に市役所の関係各課や地域包括支援センターなどの専門機関につなぐなどのルールを徹底して、民生委員が個人で対応したり、一人で抱え込んだりすることのないよう努めてまいります。そのための支援策として、市では、民生委員の活動に関するQ&A集を作成、配付し、困難な課題に直面した際の対応指針も示しております。

今後も、民児協内での情報共有や先輩委員による助言、行政機関への早期連絡を推奨するとともに、研修会等を通じて知識の向上を図り、誰もが安心して活動できる環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（小島清人君） 6番徳永議員。

○6番（徳永秀俊君） どうもありがとうございます。市のほうでもよく考えていただいていることが分かりました。

この民生委員さんは、名前は知っているけれども、内容がよく分からないという方のほうが多いんじゃないかなと思います。ある調査によりますと、民生委員は知っていますと、じゃあ内容は知っていますかというたら5.2%の人しか知らないというようなアンケート結果も出ておる次第でございます。これはやっぱり社会的認知度の低さ、また民生委員の重要性や尊厳性を、市を上げて何かたたえる仕組みが大事である、民生委員のすばらしさを。そういった仕組みが必要ではないかと思っております。また、憧れの民生委員に私もなりたい、地域のお手伝いがしたいと思っていただけるような方がたくさん現れる仕組みづくり、こういったものが今求められると思います。

それから報酬面です。報酬面でも改善ができないか、今無報酬に近く、交通費ほどが出ておるといような現状でございますが、以下の点、お願いできますか。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉武尚美君） まず、認知度についてでございますが、民生委員の役割や相談先としての認知が十分でないことは、住民の相談機会の減少のみならず、成り手不足の長期化にもつながる課題であると認識しております。そのため、民生委員の改正の際にはポスターを作成し、各コミュニティセンターに掲示するなど周知啓発に努めてきたところでございます。

次に、報酬面での改善についてでございますが、民生委員制度は無報酬を原則としており、報酬そのものの付与につきましては、現行制度上、自治体単独での対応は困難であるかと考えております。しかしながら、国におきましても、制度の持続可能性確保の観点から、負担軽減や活動環境の整備について検討が進められております。また、全国的にも費用弁償活動費の増額と財政支援拡充を求める意見書が提出されているなど、議論が行われております。

本市といたしましても、こうした国の動向を注視してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 6番徳永議員。

○6番（徳永秀俊君） どうもありがとうございます。ちょっと重複する部分もあるかと思いますが、この民生委員制度は、今は本当に無報酬に近いですから、全員に依存したまま、このままでは恐らく持続ができないんじゃないかなと僕は思います。担い手確保には先進論ではなくて、やはり仕組み改革が必要だと思っております。

先ほど保健福祉部長からもおっしゃったように、市のほうでも、一人で抱え込まないような体制をつくっているということが大事だと思いますけれども、もう一度この点は、一人で抱える担当体制から複数人プラス行政、そういったものが可能かどうか伺いたいと思います。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉武尚美君） 民生委員制度は、1917年の小さな地域活動起源として、100年以上にわたり、善意と奉仕を理念に、住民の暮らしを支える地域福祉の仕組みとして発展してまいりました。しかし、議員のおっしゃいますとおり、善意と奉仕に依存する現行制度には限界が生じており、担い手不足の大きな要因となっているという状況でございます。特に、一人の民生委員が区域を単独で担当する従来の方式は、相談内容の多様化、複雑化により、負担が過重になっているという現状もございます。

一方で、民生委員制度は、国の法律に基づく制度でありまして、区域担当制や無報酬の原則などの枠組みを市単独で変更することはできませんが、国においても、負担軽減や活動環境整備は課題として認識されておりまして、活動範囲の明確化、行政との連携強化、活動費の在り方の見直しなど、議論がされているところでございます。

こうした国の議論を踏まえつつ市では、保育所入所時の意見書の作成や生活保護に関する通知の直接受渡しを廃止するなど、実務的な業務量の削減には取り組んでまいりました。

今後も、国の制度改正の動向を注視しつつ、民生委員が活動しやすい環境づくりに継続して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（小島清人君） 6番徳永議員。

○6番（徳永秀俊君） どうもありがとうございます。いずれにしても、民生委員さんは、私は地域の灯台であると、暗いところをしっかりと照らしてくださる灯台である。そして太陽であると、そのように思っております。これを本当にしっかりと支えて守っていきたく思いますので、よろしくお願い申し上げます。

次の質問に移らせていただきます。農地の貸し借りについてであります。今現在、農地の貸し借りはどのようにして行われているのか教えていただきたいと思います。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 現在、農地の貸借の方法には二通りの方法がございます。一つは、農地法第3条に基づく貸借でございます。これは農業委員会の許可が必要とされております。契約期間に特段の制限はございませんが、借手の権利が強く解約しにくいという問題が指摘されております。この方法による貸借は年に一、二件程度でございまして、直近では平成30年度の2件、3筆が最後の申請となっております。

もう一つの方法は、農地中間管理機構を通しました利用権設定による貸借です。まず、農地中間管理機構とは、都道府県に1つ指定されるもので、その役割は農地の貸手と借手をつなぎ、農業経営の効率化や規模拡大を考えている担い手にまとまった農地を貸し付けることで、農地の収積、集約を促進するものです。農地の貸借におきましては、貸手と借手の合意が基本となりますが、この合意に至る方法には、これまでどおりの貸手が借手を探す相対の方法と、農業委員会や農地最適化推進委員からのあっせんや農地中間管理機構が借手を探すマッチングがございます。合意が整った場合に、両者からの貸借申出書を市が取りまとめ作成する農用地利用収積等促進計画という計画案について、農業委員会の審議、承認を得て農地中間管理機構へ提出いたします。農地中間管理機構が当該計画案を確認後、県知事の認可、公告により貸し借りが成立することとなります。この貸借の年間の件数は、令和7年度の見込みで約1,300件、3,100筆となっております。以上でございます。

○議長（小島清人君） 6番徳永議員。

○6番（徳永秀俊君） 去年なんですけど、トラブル事例で農業委員会の仲介かどうかはちょっとはつきり分かりませんが、農地を貸したけれども借手が耕作をせず草が生い茂り、近隣の方から農地の所有者である貸主にクレームが入り、貸主はこれに対応しようと借手に連絡をしたところ、ところが連絡が全くつかないと。この契約を解約したいがどうしようもないという事例がございました。こうした場合、前後の対策としてどのようなことが考えられるでしょうか。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） まず、解約を行う場合は、貸手と借手双方の合意の下、

手続を行う合意解約が基本となります。しかし、あらゆる手段を使っても相手方と連絡が取れないということであれば、耕作放棄などの理由によりまして、農地法第18条の審議に反する行為に該当するとしまして、農業委員会経由で解約許可申請をすることができ、県知事の許可により解約することができます。そのためには、連絡を取る手段としまして、電話や郵便、訪問などあらゆる手段を取っていることや、耕作放棄地となっているなどの事実を証明する資料などが必要となります。

これとは別に、地方裁判所で行います農事調停という方法もございます。これは、民事調停法の特例として設けられております調停の1つで、調停委員に介入してもらい、紛争当事者が譲り合い、合意に基づく解決を図るための制度です。当人同士では連絡がつかない場合でも、裁判所からの通知が届くことで、民事調停には出席されるケースもあるようでございます。

これらの方法を丁寧に御説明しまして、トラブルの解決につなげていきたいと考えております。

○議長（小島清人君） 6番徳永議員。

○6番（徳永秀俊君） どうもありがとうございます。かなりトラブルが起きた後は、やっぱり大変だなということです。ですから、トラブルが起きないように事前策、恐らくされてあるんだろうと思いますが、そういったことはどんなのでしょうか。もう一回、前後策というか、前が大事なかと予防が、予防のほうをもう一回お願いします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 農家数の減少が見込まれる中におきましては、今後とも農地の貸し借りは増加していくことが予想されます。農地の貸借手続の申出書には、24項目の注意事項が明記されております。貸借の申請の際に、双方がこれを遵守するよう改めて指導することで、そのトラブルの発生を抑制していきたいと考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 6番徳永議員。

○6番（徳永秀俊君） どうもありがとうございます。こういうトラブルそうたくさんはないと思うんですけど、起きたら本当に大変ですので、本当に予防が大事だなと思いますので、その点よろしく願いを申し上げます。

次の質問に移ります。次は、市内の道路安全性向上につきまして質問をさせていただきます。

市内の防犯ライトや防犯カメラの設置につきまして、令和6年の9月議会におきまして、私は、商工会議所、朝倉商工会、筑前商工会、東峰村商工会の皆様との政策要望懇談会をもちまして、その中で要望として出ました、こう言われたんですね。朝倉市に入ると急に暗くなると。夜、照度不足を感じるとの御意見を基に質問をさせていただいたことでございます。そのときのお答えとしまして、行政のほうからは、現状維持的なお話でございましたし、私もそのときあまり深く突っ込んだ質問はしませんでした。その後、何か照

度不足等に関して、計画されたことがあるかどうかをお願いしたいと思います。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 街を照らします街路灯でございますけども、これは、市街地のにぎわい創出をはじめ、住環境の向上、交通安全の確保、そして、防犯抑止効果の向上など、多岐にわたる効果が期待されるところでございます。

昨日の14番議員の質問でも答弁いたしました但、朝倉市では、令和8年1月に開庁しました新庁舎並びに国道322号道路改良工事と一体的な整備を進めようとしている甘木駅周辺の2つの拠点を中心に、新たなまちづくりを推進していきたいというふうを考えているところでございます。

このことを踏まえまして、市民の皆様が歩いて楽しく暮らせるまちの実現をまちづくりの基本方針の1つとしておりまして、今後、中心市街地などの幹線道路における街路灯の整備について、研究、検討を進めているところでございます。

なお、この計画ではございませんけれども、この新庁舎開庁に併せまして、周辺の市道新設交差点2か所におきまして、街路灯7基を設置しているところでございます。以上でございます。

○議長（小島清人君） 6番徳永議員。

○6番（徳永秀俊君） どうもありがとうございます。そうですね。朝倉市のほうでもしっかり頑張っていたいただいているのはよく分かりました。

それで、今後、熊本議員のほうからもちよっとお話が昨日ありましたけれども、防犯事故防止の観点から、重点整備エリアのマップが、可視化をすることが大事なんじゃないかなと思いますけれども、こういった点はいかがですか。

○議長（小島清人君） 防災交通課長。

○防災交通課長（古賀 守君） 防犯の観点のほうから御回答いたします。

道路を明るくする照明の1つといたしまして、防犯灯の設置が考えられます。その多くが人通りの少ない暗い場所に設置されておりますので、主な目的は防犯対策になります。それ以外にも、人や車が通行する際の安全対策にも効果があると思われます。

市としましては、地域コミュニティや各区が防犯灯を設置する際に、地域における安全確保を目的といたしまして、その費用の一部を補助しております。

年間で60団体、220基ほどの申請が上がってきており、地区ごとの申請数や設置数の集計によりまして、申請が上がってきたところの集約をしているところでございます。以上でございます。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 私のほうからは、事故防止の観点からお答えさせていただきたいと思います。

道路通行の安全を確保するために設置します道路照明の整備判断につきましては、交通

事故発生状況、それから、歩行者の通行量、既存照明設備の設置状況、そして、道路構造や周辺環境といった多面的な要素を踏まえまして整備の優先度を個別に検討しておるところでございます。また、地元からも寄せられております要望についても伺いながら、整備の可否について判断しているという状況でございます。

これらの取組により、現時点ではマップ化による包括的な整理、可視化を行なくても必要な判断はおおむね行えているものというふうに考えているところでございます。

ただし、今後の状況や課題に応じまして、必要な手法については、適宜検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 6番徳永議員。

○6番（徳永秀俊君） どうもありがとうございます。私は、今後、市民のいろんな方からの積極的に御意見を伺う、そういった場を設けたり、例えばテーマを決めて、朝倉市の夜間照明についてのアンケートを取るとか、そうした前向きな姿勢が大事ではないかなと思っておりますが、この点はいかがでしょう。

○議長（小島清人君） 防災交通課長。

○防災交通課長（古賀 守君） アンケート等につきましては、防犯灯、防犯カメラ等の観点からお答えをさせていただきます。

年間60団体、220基ほどの要望申請を受け付けている中で、地区コミュニティや各区会長から御意見、御要望等を十分聞き取りをすることによりまして、地区の状況や要望に対応しているところでございます。以上でございます。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 私のほうからはまちづくりの観点でお答えさせていただきます。

街路灯の整備を含めましてまちづくりを進めるに当たりましては、やはり市民の皆様との意見を共有するということは重要であるというふうに考えております。中心市街地などの幹線道路における街路灯の整備に当たりましては、今後まちづくりの方向性を考える中で、具体的な方法は未定でございますけれども、市民の皆様と意見を共有しながら進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（小島清人君） 6番徳永議員。

○6番（徳永秀俊君） どうもありがとうございます。これは、市民の皆さんからのお声をいただいたのをちょっと一部言います。先ほどの商工会議所からの分もありますが、例えば、甘木橋のすぐ上流の川上から見て右側ですから右岸です——がほぼ真っ暗であると。堤防は散歩コースにもなっていて、安心感を増すためにも照明や防犯カメラがあればもっといいんじゃないかと思います。

また、三福町交差点から一木方面に向かう道路は、幹線道路であるが照度不足ではないかという御意見をいただいておりますが、いかがでしょうか。

○議長（小島清人君） 防災交通課長。

○防災交通課長（古賀 守君） 甘木橋の上流右岸の件につきましてお答えをさせていただきます。

人通りの少ない道路を明るくしたり、犯罪を防止する対策といたしまして、防犯灯や防犯カメラの設置が考えられます。さきに述べましたとおり、市では地区コミュニティや各区が防犯灯を設置する際に、その費用の一部を補助しておりますが、防犯カメラにつきましても、補助を行っているところでございます。

年度当初に、コミュニティ事務局長会、また、区会長理事会等で事業内容を説明いたしまして、その申請をその後受け付けております。防犯カメラにつきましては、年間で2基ほど設置補助を行っております。

市といたしましても、朝倉警察署生活安全課と連携しながら、防犯活動を推進していくとともに、補助制度がある防犯灯や防犯カメラを地域に設置いただくことによりまして、犯罪抑止力を高めていくことが必要と考えているところでございます。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 私のほうからは、三福町交差点から一木方面に向かう道路、これは、県が管理いたします主要地方道甘木田主丸線という幹線道路でございますけれども、ここに設置されます道路照明につきましては、道路管理者である福岡県が交差点や横断歩道など、安全性の向上が特に必要と判断される箇所に設置しているものでございます。

議員御指摘のこの照度不足がこうした道路照明に関するものであり、交差点部や横断歩道部などの局所的な箇所につきましては、要望を踏まえまして、道路管理者であります福岡県のほうへ伝えていきたいというふうに思っております。

一方で、いわゆる街の明るさを確保する街路灯の不足を指している場合は、今後の街路灯整備を含めたまちづくりの中で勉強していきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 6番徳永議員。

○6番（徳永秀俊君） どうもありがとうございます。これ具体的な場所を出しましたけれども、まず一番大事なことは、市民の皆さんの声をしっかり聞く仕組みを上げていくことだと思っておりますので、この点をよろしく願いを申し上げたいと思っております。

次に、防災・減災対策について質問させていただきます。

令和7年10月31日の福岡県記者発表、地震に関する防災アセスメント調査報告が、12月19日の全員協議会で説明がございました。この報告を踏まえまして質問させていただきます。

この報告から、地震が起きたときの朝倉市の市民の皆さんに対する影響をかいつまんて教えていただきたいと思います。

○議長（小島清人君） 防災交通課長。

○防災交通課長（古賀 守君） 福岡県が実施しました地震被害想定調査は、前回の平成23年調査から14年が経過いたしました。最大の想定を実施されたものでございます。調査対象につきましては、警固断層帯をはじめ、7つの活断層型地震であり、本市に最も影響が大きい断層の被害想定は、次のとおりでございます。

西山断層帯は最大震度7、全壊・全焼3,500棟、死者200人、避難者9,700人でございます。揺れの大きいエリアが増加したため、全体的に被害が増加していることになります。

警固断層帯は最大震度6強、全壊・全焼1,300棟、死者50人、避難者3,800人であります。古い木造家屋の減少により、前回調査より被害全体が減少しております。

水縄断層帯は最大震度6強、全壊・全焼800棟、死者40人、避難者3,700人であります。警固断層帯と同様に被害全体が減少してきております。以上でございます。

○議長（小島清人君） 6番徳永議員。

○6番（徳永秀俊君） ありがとうございます。この地震は、もう本当にいつ起きるか分からない。起きたとしても咄嗟に対処できない、そういった場合もあるかと思います。市民の皆さんの命や財産を守るための本市の考え方を、もう一度お願いしたいと思っております。

○議長（小島清人君） 防災交通課長。

○防災交通課長（古賀 守君） 地震災害から市民の命と財産を守るためには、自助・共助・公助のバランスの取れた総合的な防災体制の構築が重要であると考えます。

自助といたしましては、市民には食料や水の備蓄、住宅の耐震化に取り組んでいただきたいと思います。本市では、耐震診断、改修費用の補助で支援を行っているところでございます。

共助といたしましては、市内17コミュニティの自主防災組織による避難訓練等の活動を支援し、防災士の育成に取り組んでいるところでございます。

公助といたしましては、食料や水の備蓄、避難所環境の向上、防災行政無線の整備、要配慮者支援など、ハード・ソフト両面から対策を進め、44事業者と協定によりまして支援体制を整えておるところでございます。

○議長（小島清人君） 6番徳永議員。

○6番（徳永秀俊君） どうもありがとうございます。この地震の際に、一番怖いのが火災なんですけれども、ブレーカーを自動的に落とす感震ブレーカーは御存じでしょうか。

○議長（小島清人君） 防災交通課長。

○防災交通課長（古賀 守君） 地震に伴う電気機器からの出火を防ぐには、強い揺れを感知すると自動的に電気を遮断する感震ブレーカーが有効でございます。2024年1月の能登半島で起きました火災等についても、電気火災が大きな原因と考えられております。

感震ブレーカーにつきましては、地震時の通電火災を防ぐ有効な手段として了知してお

るところでございまして、本市といたしましても、出前講座で紹介し、普及に努めているところでございます。今後も積極的に周知・啓発を行っていきたいと考えております。

○議長（小島清人君） 6番徳永議員。

○6番（徳永秀俊君） どうもありがとうございます。感震ブレーカーのことは知っていたいて、市民の皆さんにもその都度言っていたいています。先ほどおっしゃったように、能登半島地震でも輪島市で大規模火災、電気機器や電気関係の配線が発火する電気火災が原因と考えられております。また、阪神・淡路大震災や東日本大震災では、原因が特定された火災の半数以上が電気火災であると。

一方、2022年内閣府の調査によれば、この感震ブレーカーを設置していると回答した人の割合が僅かに5.2%だったということでございます。この背景には、まず認知度や出火防止効果を実感しづらいことがあるとされています。市民の皆さんの命や財産を守るためにも、感震ブレーカーの取り付け促進をお願いしたいのですが、もう一度本市のお考えをお願いいたします。

○議長（小島清人君） 防災交通課長。

○防災交通課長（古賀 守君） 議員御指摘のとおり、地震に伴います通電火災は極めて深刻な問題でございます。阪神・淡路大震災では約6割、東日本大震災では約7割が通電火災であります。

感震ブレーカーの設置につきましては、強い揺れを感知すると自動的に電気を遮断し、通電火災を防止する有効な手段であるとされております。国の試算では、普及率100%で、焼失棟数を約72%削減できるとされております。

本市におきましても、地震被害想定調査で、最大震度7の揺れが想定されておりますので、地震火災への備えは、喫緊の課題であると考えております。

議員御提案の感震ブレーカーの取り付け促進につきましては、市民の命と財産を守るために非常に有効な手段と認識しております。本市といたしまして、市民への周知・啓発の強化といたしまして、出前講座や市報の災害特集記事で火災報知器、消火器とガス元栓等の取り扱いなどと併せまして、防災対策としての周知をしていくところでございます。

また、補助制度の導入につきましては、今後、県と関係機関との連携を深めまして、普及促進の方法を検討してまいります。

○議長（小島清人君） 6番徳永議員。

○6番（徳永秀俊君） どうもありがとうございます。前向きに検討していただければと思っております。

今もおっしゃったように、防災訓練と同時に普及キャンペーンも行っているということですので、今後とも強力に推し進めていただきたいと思いますと思っております。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、高齢者の予防接種についてお伺いいたします。

RSウイルスワクチンについて、過去の一般質問で私は2回ほど取り上げましたけれども、少しずつRSウイルスワクチンの重要性が高まってきており、政府も対応に変化が出てきましたので、今回また取り上げさせていただきました。

そもそもRSウイルス感染症とは、2歳までに100%の人が感染し、RSウイルスによって引き起こされる呼吸器感染症で、鼻汁、発熱、咳など、風邪症状が多いそうです。RSウイルスは、乳幼児の呼吸器感染症の原因ウイルスとして知られており、一方で、高齢者や喘息、慢性閉塞性肺疾患、心疾患、糖尿病、慢性腎臓病などの慢性基礎疾患がある人や、免疫機能が低下している人は、RSウイルスに感染した場合、肺炎を起こすこともあります。

そこで質問であります。RSウイルスについての対応は、市としては、今、どのようなことを考えてありますでしょうか。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉武尚美君） RSウイルス感染症への対応についてでございますが、議員がおっしゃいますとおり、RSウイルスは乳幼児のみならず、高齢者にとっても重症化リスクのある感染症であると認識しております。

RSウイルスは、呼吸器感染症の原因ウイルスの1つでありますことから、その予防につきましては、手洗いやマスクの着用といった基本的な感染症対策の徹底、及び栄養や睡眠を十分に確保するといった生活習慣の改善に関する周知・啓発が有効であると考えております。

○議長（小島清人君） 6番徳永議員。

○6番（徳永秀俊君） 分かりました。ありがとうございます。このRSウイルスワクチンについては、厚生労働省が今年の4月から、妊婦へのRSウイルスワクチンを定期接種化する方針を固めました。これは、生後間もない赤ちゃんの重症化リスクを劇的に減らす大きな一歩であると言われております。

一方、RSウイルスで入院する患者の多くは小児ですが、重症化して死亡に至った患者の約85%が高齢者であるとの報告もございます。また、RSウイルス感染症が重症化するリスクは、季節性インフルエンザと同程度、あるいは状況によってはそれ以上であることが報告されておまして、仮に肺炎になった場合、インフルエンザで約15日間の入院、しかしながら、RSウイルス感染症では30日の入院日数が報告されております。

高齢者や基礎疾患のある人にとっては、RSウイルスワクチン接種は予防効果のあることですし、肺炎等にかかった場合の長期入院等を考えますと、医療費の大きな負担を予防により軽減することが期待できると思いますが、本市の現在の医療費の1人当たりの負担と、国、県での負担順位をお尋ねいたします。県だけでも構いませんけど。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉武尚美君） 国民健康保険被保険者1人当たりの医療費についてお答

えいたします。

令和5年度の福岡県国民健康保険事業の資料によりますと、朝倉市の1人当たりの医療費は48万5,365円となっております、これは、県内で6番目に高い金額となっております。

また、厚生労働省の令和4年度国民健康保険年報によりますと、福岡県の1人当たりの医療費は41万2,984円で、全国で29番目に高い水準となっております。

○議長（小島清人君） 6番徳永議員。

○6番（徳永秀俊君） どうもありがとうございます。その結果、やっぱり朝倉市は6番目と、前よりも下がったんじゃないかなと思いますけれども、このRSウイルスワクチン接種のもし公費助成をすれば、医療費削減のためにもなるんじゃないかなと私は思っておりますけど、保健福祉部長はいかがでしょうか。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉武尚美君） 高齢者のRSウイルスワクチン接種に対する公費助成につきましては、現時点では実施する考えはございません。しかしながら、医療費の抑制という観点におきまして、肺炎予防の重要性には十分認識をしております。そのため、今後も引き続き感染症対策に関する周知・啓発を行ってまいります。

なお、議員の御案内のとおり、令和8年度から、小児に対するRSウイルスの母子免疫ワクチンの定期接種化が国において決定しております。一方で、高齢者に対するワクチンの定期接種化につきましては、現時点では入院や重症化に関するデータが不足しており、国の審議会においても、必要な知見や情報収集の方法について整理が必要であるとされております。

本市といたしましては、国が定期接種化に向けての継続的に検討を行っているワクチンの1つであると認識しておりますので、今後もその動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（小島清人君） 6番徳永議員。

○6番（徳永秀俊君） どうもありがとうございます。仮にこのRSウイルスにかかって、ちょっと肺炎をこじらせて入院された場合は約1か月間かかるわけですから、一方、このワクチン接種は全く補助も何もなくしての場合は、1回2万5,000円から3万円なんです。ですから、費用対効果はかなりあるんじゃないかなと私は思っておりますので、ぜひとも今後前向きな検討をお願いしたいと思っております。じゃあもう一回お願いします。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉武尚美君） お答えが重なるところではございますけれども、国が定期接種化に向けての継続しての検討を行っているワクチンの1つであるということから、朝倉市としましても、その動向を注視してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 6番徳永議員。

○6番（徳永秀俊君） 分かりました。よろしくお願いいたします。

続きまして、自動車免許更新時の高齢者講習につきまして、質問させていただきます。

これは、杷木にお住まいの70代の方からの御相談なんですが、いわゆる高齢者講習について伺いたいと思っております。

高齢者ですんで、近いところで受けたいという気持ちがあって、一番近いのは、ここではうきは市市営のうきは自動車学校なんですが、うきは自動車学校にこの高齢者講習の申込みを入れたら、もういっぱいでなかなか受講ができないと。とても困っていますという御相談をいただきました。私もそれを受けまして、自動車学校に問合せさせていただきましたところ、まさにそのとおりで、大体1日に、うきは市在住の方が10名、朝倉市4名、久留米市、いわゆる田主丸とかそういったところだと思いますが、2名という割合を設けて決めてやるそうであります。その関係ですぐにいっぱいになるそうです。うきは市営ですから、こちらから何とも言えないんですけども、高齢者の方が遠いところに行かれるのも大変だろうなと思っております。

一般質問で聞くのもなんですけれども、現実には市民の方が困ってある、そういう思いがありましたんで、この場を借りて質問させていただいておりますが、結局この方は飯塚のほうに行かれたそうではありますが、高齢の方ですから、きっと日頃も恐らくそんな遠出はされる人じゃないんだらうと思います。近隣のお買物ですとか、用事を済ませるとか、そのために免許を持ってあるんだらうと思います。

そこで、旧杷木町、旧朝倉町も入るのかもしれませんが、うきは自動車学校が近くて、枠を柔軟的に、例えば4だったけど、ほかのところがちょっとないんで、じゃああと2つ増やしますとか、そういうような柔軟な対応ができないものかなと思っております。そういうところというのは、うきは市のほうと何かお話し合いとかできませんでしょうか。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉武尚美君） 自動車運転免許更新時の高齢者講習につきましては、70歳以上の方を対象に、道路交通法に基づき公安委員会が指定した自動車教習所において実施されるものでございます。受講の流れといたしましては、免許更新期間満了日の6か月前に警察からのお知らせはがきが届き、御自身で教習所に予約をして講習や検査等を受けた後、高齢者講習修了証明書を受け取り、免許更新の手続を行うこととなっております。

議員がおっしゃいますうきは市立自動車学校での高齢者講習につきましては、現在も杷木地域の住民の方は予約枠の範囲内で予約が可能となっております。しかしながら、特定の地域の住民を優先的に受講できるような特別枠の拡大につきましては、対象地域の線引きが極めて困難であることや、高齢者講習を担当する教員数など、自動車学校側の受入れ体制にも限りがあることから、朝倉市民向けの予約枠の拡大を依頼することは、現実的には困難であるかと考えております。

近年、高齢者講習の需要は増加傾向にありまして、予約から受講まで1か月から2か月

待ちの状況であると同っております。朝倉市近隣におきましても、うきは市立自動車学校以外にも、日田、小郡、筑紫野などの各自動車学校でも受講が可能でありまして、更新期限の6か月前から受けることができます。

市といたしましては、対象となる皆様に対し、通知が届き次第、選択肢を広げて早めに予約していただくよう、機会を捉えて周知・啓発を行ってまいりたいと考えております。

○議長（小島清人君） 6番徳永議員。

○6番（徳永秀俊君） おっしゃっている意味はよく分かります。実際、もしよければ、話し合うのにお金は必要としないので、もしよろしければそういった機会を設けていただいて、お話し合いができればいいなと思っておりますので、ぜひとも前向きに検討をお願いしたいと思っております。以上でございます。これで、私の一般質問を終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長（小島清人君） 6番徳永秀俊議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。午後2時10分から再開します。

午後1時58分休憩